

令和4年度予算の説明

第1総説

1 予算編成の前提となる経済情勢及び財政事情

(1) 経済情勢

我が国経済は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響の下にあるが、3年9月末の緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の解除以降は、厳しい状況は徐々に緩和されており、このところ持ち直しの動きがみられる。ただし、オミクロン株を含めた新型コロナウイルス感染症による内外経済への影響、供給面での制約や原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意するとともに、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。こうした中、政府は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え、未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動、防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保を柱とする「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（3年11月19日閣議決定。以下「経済対策」という。）を策定し、3年度補正予算を編成した。新型コロナウイルス感染症に対しては、最近の感染拡大を含め、最悪の事態を想定した上で各種の対応に万全を期すとともに、経済対策を迅速かつ着実に実行することを通じて、足元の経済の支えを図り、景気下振れリスクに対応し、感染拡大に際しても国民の暮らし、雇用や事業を守り抜き、経済の底割れを防ぐ。また、「新しい資本主義」を起動し、「成長と分配の好循環」を実現して、経済を自律的な成長軌道に乗せる。こうした下で、3年度の実質国内総生産（実質GDP）成長率は2.6%程度、名目国内総生産（名目GDP）成長率は1.7%程度となり、GDPは3年度中に感染拡大前の水準を回復することが見込まれる。また、消費者物価（総合）変化率は△0.1%程度と見込まれる。

4年度については、経済対策を迅速かつ着実に実施すること等により、実質GDP成長率は3.2%程度、名目GDP成長率は3.6%程度と見込まれる。GDPは過去最高となることを見込まれ、公的支出による経済下支えの下、消費の回復や堅調な設備投資に牽引される形で、民需主導の自律的な成長と「成長と分配の好循環」の実現に向けて着実に前進していく。また、消費者物価（総合）変化率は、0.9%程度と見込まれる。ただし、引き続き、感染症による内外経済への影響、供給面での制約や原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意するとともに、金融資本市場の変動等の影響を注視す

る必要がある。

（付表12「令和4年度経済見通し主要経済指標」参照）

(2) 財政事情

我が国財政は、高齢化の進行等に伴う社会保障関係費の増加等の構造的な課題に直面しており、さらに新型コロナウイルス感染症対応の影響もあり、国・地方の債務残高がGDPの2倍以上に膨らみ、国債費が毎年度の一般会計歳出総額の2割以上を占めるなど、一層厳しさを増す状況にある。こうした中、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（3年6月18日閣議決定。以下「骨太方針2021」という。）等に沿った取組を着実に進めていく必要がある。

2 4年度予算編成の基本的考え方

4年度予算編成に当たっては、「令和4年度予算編成の基本方針」（3年12月3日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、次のような基本的考え方に立って編成することとした。

（以下基本方針（全文は〔参考〕に掲載）からの抜粋を基本としている。）

- (1) 4年度予算編成に当たっては、新型コロナウイルス感染症への対応に万全を期すとともに、成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現に向けて、基本方針における基本的考え方を踏まえる。
- (2) 具体的には、新型コロナウイルス感染症の克服に向け、国民を守る医療提供体制や検査体制の確保、変異株を含む新たなリスクに対する万全の備えのためのワクチン・治療薬等の研究開発、雇用・事業・生活に対する支援等を推進する。
- (3) また、「コロナ後の新しい社会」を見据え、成長と分配の好循環を実現するため成長戦略、分配戦略などに基づき予算を重点配分する。また、東日本大震災を始め各地の災害からの復興・創生や防災・減災、国土強靱化等に対応するとともに、現下の国際情勢に的確に対応し、国家の安全保障をしっかりと確保する。
- (4) あわせて、骨太方針2021における「令和4年度予算編成に向けた考え方」に基づいて、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、メリハリの効いた予算とする。また、いわゆる「16か月予算」の考え方で、3年度補正予算と、4年度当初予算を一体として編成する。その中で、単年度

主義の弊害是正のため必要に応じ新たに基金を創設する等の措置を講じていく。加えて、EBPMの仕組み等を活用し、適切かつ効果的な支出を推進する。

3 4年度一般会計予算の規模等

(1) 一般会計予算の規模

4年度一般会計予算の規模は、3年度当初予算額に対して

	一般会計(A) (億円)	うち一般歳出(B) (億円)	国内総生産(C) (名目・兆円程度)	(A)/(C) (%程度)	(B)/(C) (%程度)
3年度	1,066,097	669,023	544.9	19.6	12.3
4年度	1,075,964	673,746	564.6	19.1	11.9
4年度の対前年度伸率	0.9%	0.7%	3.6%程度	—	—

(注) 1 3年度の(A)欄及び(B)欄は、当初予算の計数である。

2 3年度及び4年度の(C)欄は、4年度政府経済見通しによる。(3年度は実績見込み、4年度は見通し)

(ロ) なお、4年度の政府支出の実質GDP成長率に対する寄与度は、0.0%程度となる見込みである。

(3) 一般会計歳入予算

(イ) 租税及印紙収入は、現行法による場合、3年度補正(第1号)後予算額に対して14,300億円増の653,100億円になると見込まれるが、個人所得課税、法人課税等の税制改正を行うこととしている結果、3年度補正(第1号)後予算額に対して13,550億円(2.1%)増の652,350億円になると見込まれる。

また、その他収入は、3年度当初予算額に対して1,293億円(2.3%)減の54,354億円になると見込まれる。

(ロ) 4年度における公債金は3年度当初予算額を66,710億円下回る369,260億円である。

公債金のうち62,510億円については、「財政法」(昭22法34)第4条第1項ただし書の規定により発行する公債によることとし、306,750億円については、「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」(平24法101)第3条第1項の規定により発行する公債によることとしている。この結果、4年度予算の公債依存度は34.3%(3年度当初予算40.9%)となっている。

(付表2「令和4年度一般会計歳入歳出予算経常部門及び投資部門区分表」参照)

9,867億円(0.9%)増の1,075,964億円となっている。

うち一般歳出の規模は、3年度当初予算額に対して4,723億円(0.7%)増の673,746億円となっている。

(付表1「令和4年度一般会計予算の概要」参照)

(2) 一般会計予算と国内総生産

(イ) 一般会計予算の規模を国内総生産と対比すると、次のようになる。

(単位 億円)

1 租税及印紙収入	
(1) 現行法を4年度に適用する場合の租税及印紙収入	653,100
(2) 税制改正による増△減収見込額	△750
イ 個人所得課税	50
ロ 法人課税	△940
ハ 消費課税	150
(内国税計)	△740
ニ 関税	△10
(3) 4年度予算額(1)+(2)	652,350
2 その他収入	54,354
3 公債金	369,260
合計	1,075,964

4 分野別の概要

(1) 税制改正

4年度改正については、成長と分配の好循環の実現に向けて、多様なステークホルダーに配慮した経営と積極的な賃上げを促す観点から賃上げに係る税制措置を抜本的に強化するとともに、スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションを更に促進するための措置を講ずる。あわせて、カーボンニュートラルの実現に向けた観点等を踏まえ、住宅ローン控除等を見直す。

(2) 社会保障

社会保障関係費については、高齢化による増加分に加え、消費税増収分を活用した社会保障の充実等により、3年度当

初予算額に対して4,393億円（1.2%）増の362,735億円を計上している。

このうち、社会保障関係費の実質的な伸びについては、4年度診療報酬・薬価等改定等の様々な改革努力を積み重ねることにより、3年度社会保障関係費（足元の医療費動向を踏まえ医療費にかかる国庫負担分を700億円程度減少させたベース）と比較し、4,400億円程度（年金スライド分除く）の増加となり、骨太方針2021及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」（30年6月15日閣議決定）で示された「新経済・財政再生計画」における社会保障関係費の実質的な伸びを「高齢化による増加分におさめる」という方針に沿ったものになっている。

新型コロナウイルス感染症への対応については、経済対策に基づき、いわゆる「16か月予算」との考え方で、3年度補正予算と一体として、感染症危機管理体制・保健所体制の整備、水際対策の推進等、万全の対策を講じることとしている。

また、「新しい経済政策パッケージ」（29年12月8日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2019」（元年6月21日閣議決定）等を踏まえ、元年10月の消費税率の引上げによる増収分を活用し、社会保障の充実を実施することとしている。

新型コロナ医療対応等を行う医療機関の看護職員、介護・障害福祉職員、保育士等については、経済対策を踏まえ、4年10月以降、収入を3%程度引き上げるための措置を講じることとしている。

制度別にみると、まず、医療については、4年度診療報酬・薬価等改定において、医療費の伸び、保険料などの国民負担、物価・賃金の動向、医療機関の収入や経営状況、保険財政や国の財政に係る状況を踏まえ、診療報酬について+0.43%（うち、看護の処遇改善のための特例的な対応+0.20%、リフィル処方箋の導入△0.10%、4年4月1日からの不妊治療の保険適用のための特例的な対応+0.20%、小児の感染防止対策に係る加算措置（医科分）の期限到来△0.10%）とするとともに、薬価等について市場実勢価格を反映する等により△1.37%としている。

このほか、未就学児に係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置、5年1月からの電子処方箋運用開始に向けたシステム整備支援など、社会保障の充実に取り組むこととしている。

介護については、地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）において、高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用に向けた仕組みである共生型サービスの普及促進支援やICTを活用した介護事業所の業務効率化支援等の事業メニューを追加することとしている。

また、介護現場における生産性向上を推進するため、介護ロボットの開発・普及を加速化させていくこととしている。このほか、認知症理解のための普及啓発、認知症医療拠点の整備、認知症研究の推進等、認知症関連施策の推進に取り組むこととしている。

障害保健福祉施策については、障害児・者の地域生活を支

援する事業（移動支援や意思疎通支援など）を、地方公共団体において地域の特性・利用者の状況に応じて実施するほか、地域における医療的ケア児への支援体制を充実するため、医療的ケア児支援センターの設置を促進し、相談体制の整備等を図ることとしている。

子ども・子育て支援については、「新子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿の整備を推進するとともに、保育士・保育現場の魅力向上等を通じた保育人材の確保等に取り組むこととしている。

また、「新しい経済政策パッケージ」（29年12月8日閣議決定）に基づき、消費税率の引上げによる増収分を活用し、3歳から5歳までの全ての子供たちと0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちを対象とした、幼稚園、保育所、認定こども園等の無償化を着実に実施するほか、高等教育の修学支援新制度において、真に支援が必要な低所得世帯の者に対し、授業料等減免及び給付型奨学金の支給を合わせて措置することとしている。

年金については、消費税率の引上げによる増収分を活用し、年金生活者支援給付金を支給することとしている。このほか、基礎年金国庫負担（2分の1）等について措置することとしている。

雇用政策については、経済対策等を踏まえ、雇用保険制度の安定的な財政運営を図り、セーフティネット機能を発揮するため、雇用保険料や雇用保険国庫負担等を見直すこととしている。また、雇用調整助成金の特例措置等により雇用を維持・確保するほか、人材育成や非正規雇用労働者のステップアップ、円滑な労働移動等の支援等により、労働・雇用環境の充実を図ることとしている。

(3) 文教及び科学技術

文教及び科学振興費については、教育環境整備や科学技術基盤の充実等を図ることとし、3年度当初予算額に対して24億円（0.0%）減の53,901億円を計上している。

文教予算については、まず、義務教育費国庫負担金において、小学校高学年における教科担任制の推進等を図るため、1,030人の定数増を行うほか、小学校3年生の35人以下学級の実現や、通級による指導等のための基礎定数化に伴う695人の定数増を行うこととしている。一方、少子化の進展による基礎定数の自然減3,947人に加え、280人の加配定数の見直しを図るほか、国庫負担金の算定方法の見直し（800人相当）を行うこととしている。また、教員業務支援員やスクールカウンセラー等の外部人材の配置を促進することとしている。

高等教育施策については、大学改革の推進を図るため、国立大学法人運営費交付金について、成果を中心とする実績状況に基づく配分の増減率を拡大することとしている。また、私立大学等については、配分の見直し等を通じて、教育研究の質の向上に取り組む大学等に対し重点的に支援を行うこととしている。

科学技術振興費については、科学技術立国の実現の観点か

ら、人材育成や研究費支援、重点分野の研究開発の戦略的推進などを通じ科学技術によるイノベーションを推進するため、3年度当初予算額に対して150億円（1.1%）増で、過去最高の13,788億円を計上している。

(4) 社会資本の整備

公共事業関係費については、安定的な確保を行い、その中で、防災・減災対策におけるソフト対策の強化や新技術の活用による老朽化対策の効率化といった観点を踏まえつつ、防災・減災、国土強靱化の取組への重点化を実施するほか、人口減少に対応した広域的なコンパクト・プラス・ネットワークの推進や生産性向上・成長力強化につながるインフラ整備を進める観点から、メリハリ付けを強化することとしている。

具体的には、ソフト対策が不十分な市町村について防災・安全交付金による重点配分の対象外とする措置の導入、インフラ老朽化対策をより集中的・計画的に進めるための個別補助事業の創設、立地適正化計画に基づいた広域的に基幹となる誘導施設整備の支援及び単年度主義の弊害是正や建設現場の生産性向上に向けた国庫債務負担行為約2.1兆円の新規設定等を行うこととしている。

これらの結果、4年度の公共事業関係費は、3年度当初予算額に対して、26億円（0.0%）増の60,575億円を計上している。

(5) 経済協力

一般会計ODA予算については、ODA事業量の確保に配慮しつつ、経費の見直しを行い、予算の重点化等のメリハリ付けを図ることとし、3年度当初予算額に対して12億円（0.2%）増の5,612億円を計上している。

具体的には、日本の国益と国際社会の平和と繁栄を実現するための外交力の強化等に必要な経費を計上している。無償資金協力については、1,633億円を計上し、技術協力（独立行政法人国際協力機構）については、1,518億円を計上している。

- (注) 1 経済協力費の一部、例えば国際連合分担金は、経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）の規定により、分担金の一定割合部分のみがODAと定義されているため、経済協力費の全額がODA予算となるわけではない。一方、経済協力費以外の主要経費のうち、上記の規定によりODAと定義される部分があり、一般会計ODA予算は、これを加えたものとなっている。
- 2 一般会計ODA予算の増減額及び増減率に関しては、比較対照のため、3年度当初予算額について4年度予算からODAの対象外となる経費（80億円）の影響を除いている。

(6) 防衛力の整備

防衛関係費については、30年12月18日の国家安全保障会議及び閣議において決定された「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について」及び「中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）について」等を踏まえ、多次元統合防衛力の構築に向けて、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域における能力、海空領域における能力等を強化するとともに、一層の効率化・合理化を徹底した防衛力整備に努め、3年度当初予算額に対して542億円（1.0%）増の53,687億円を

計上している。また、防衛省情報システム関係経費のうちデジタル庁計上分を加えた額は54,005億円となる。

なお、上記の予算額から沖縄に関する特別行動委員会（SACO）最終報告に盛り込まれた措置を実施するために必要な経費（以下「SACO関係経費」という。）137億円、「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」（18年5月30日閣議決定）及び「平成22年5月28日に日米安全保障協議委員会において承認された事項に関する当面の政府の取組について」（22年5月28日閣議決定）に基づく再編関連措置のうち地元の負担軽減に資する措置を実施するために必要な経費（以下「米軍再編関係経費（地元負担軽減に資する措置）」という。）2,080億円、政府専用機の取得関連経費0.1億円を除いた中期防衛力整備計画対象経費は、3年度当初予算額に対して553億円（1.1%）増の51,788億円となる。

(7) 中小企業対策

中小企業対策費については、取引適正化対策や事業再生・事業承継支援に資金の重点的な配分を図るとともに、デジタル化をはじめ生産性向上に向けた支援など、現下の中小企業・小規模事業者を取り巻く経営課題に対応するために必要な額を計上する一方、中小企業・小規模事業者に対する貸出動向等を踏まえた政策金融に要する経費の減少等により、3年度当初予算額に対して13億円（0.8%）減の1,713億円を計上している。

具体的には、下請取引の適正化、中小企業・小規模事業者の事業再生・事業承継に対する支援、中小企業・小規模事業者が産学官連携により行う研究開発に対する支援、デジタル人材の育成や地域企業のDX推進に対する支援等に取り組むこととしている。

資金繰り対策については、公的信用補完の基盤強化に必要な株式会社日本政策金融公庫に対する出資金及び資金供給業務円滑化に必要な同公庫に対する補給金を確保するとともに、信用保証に係る全国信用保証協会連合会への補助金等を計上している。

(8) エネルギー対策

エネルギー対策については、「第6次エネルギー基本計画」（3年10月22日閣議決定）の実現に向けて、徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立に向けた取組をはじめ、エネルギーの安定供給の確保や安全かつ安定的な電力供給の確保等についても取り組むこととしている。

これらの施策を推進する一方、感染症の影響等によるエネルギー対策特別会計の出資先の事業進捗状況等を踏まえた繰入額の減少等により、一般会計のエネルギー対策費として、3年度当初予算額に対して135億円（1.5%）減の8,756億円を計上している。

具体的には、再生可能エネルギーや省エネルギーに資する技術の開発・設備等の導入、石油・天然ガス等の資源の探鉱・開発、石油備蓄の維持、石油の生産・流通合理化、原子力防

災体制の整備等を推進することとしている。

また、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針について」（28年12月20日閣議決定）を踏まえ、中間貯蔵施設費用相当分について原子力損害賠償・廃炉等支援機構に資金交付を行うこととしている。

(9) 農林水産業

農林水産関係予算については、強い農林水産業の実現に向けた施策の推進等の観点から3年度当初予算額（情報システム関係経費を除く。）に対して76億円（0.3%）減の22,777億円を計上している。

具体的には、農林水産物・食品の輸出5兆円目標に向け、海外市場のニーズを踏まえ輸出重点品目やターゲット国・地域を定め、官民連携による市場開拓、輸出向け生産を行う産地・事業者への支援、輸出環境の整備等を推進することとしている。

また、「みどりの食料システム戦略」（3年5月12日みどりの食料システム戦略本部決定）を踏まえ、持続可能な食料システムの構築に向け、脱炭素等の環境負荷軽減に資する基盤技術の開発、化学農薬・化学肥料の使用量の低減等に取り組むモデルの先進地区の創出等を推進することとしている。

農業の経営所得安定対策等については、農業経営収入保険制度や収入減少影響緩和対策等により担い手の農業経営の安定を図るとともに、水田活用の直接支払交付金の交付により水田における新市場開拓用米や野菜等の高収益作物への転換等を一層推進することとしている。

農業の基盤整備については、高収益作物に転換するための水田の畑地化・汎用化、競争力強化のための農地の大区画化、国土強靱化のための農業水利施設の長寿命化や防災・減災対策等を推進することとしている。

林野関係については、再造林の省力化・低コスト化や間伐・路網整備、流域治水と連携した治山対策等を推進するとともに、新たな木材需要の創出や林業経営体育成の取組等を推進することとしている。

水産関係については、資源管理に取り組む漁業者に対する経営安定対策等を着実に実施するとともに、水産業の成長産業化等に向けて、漁船漁業や養殖業の競争力強化の実証的取組等を推進することとしている。また、外国漁船の違法操業等に対する取締り等を実施することとしている。

(10) 治安対策

警察活動による治安対策として、警察庁予算は、3年度当初予算額に対して362億円（11.2%）減の2,873億円を計上している。

具体的には、サイバー空間の脅威への対処として、警察が有する人的資源及び物的資源を全国横断的かつ機動的に活用する態勢を構築し、国境を越えて実行されるサイバー犯罪・サイバー攻撃や、不正プログラムを用いた攻撃手法などの新たな脅威に先制的かつ能動的に対処するため、警察組織の総合力を発揮した効果的な対策を推進することとしている。

テロ対策については、国内外における情報収集・分析、警戒警備、テロの未然防止及びテロへの対処体制の強化等に必要資機材の整備等を行うこととしている。また、大規模災害等の緊急事態への対処として、大規模災害対策を推進するほか、国境離島における警備事象に対処するための資機材の整備等を図るなど、対処能力の向上を図ることとしている。

安全かつ快適な交通の確保については、「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」（3年8月4日第2回交通安全対策に関する関係関係会議決定）を受け実施した合同点検結果を踏まえ、交通安全施設等を整備するなどの諸施策を行うこととしている。

客観証拠重視の捜査のための基盤整備については、犯罪の悪質化・巧妙化、裁判員裁判制度の導入等により犯罪の立証における客観証拠の重要性が高まっていることから、DNA型鑑定の一層の推進や、検視、司法解剖等の充実を図ることとしている。

警察基盤の充実強化については、警察用車両及び装備資機材の整備や、警察署・警察学校等の警察施設の整備等を行うこととしている。

再犯防止対策の推進については、法務省予算として、3年度当初予算額に対して45億円（14.5%）増の353億円を計上している。

具体的には、刑務所出所者等の再犯防止対策等を強化するため、施設内処遇として、就労支援体制の充実等を行うとともに、社会内処遇として、満期釈放者に対する「息の長い支援」を実施するための経費等を計上するほか、矯正施設等の整備を推進することとしている。

このほか、尖閣諸島周辺海域をはじめとする我が国周辺海域をめぐる状況への対応については、海上保安庁予算として、3年度当初予算額に対して29億円（1.3%）減の2,196億円を計上している。

具体的には、無操縦者航空機といった新技術も導入しつつ、「海上保安体制強化に関する方針」（28年12月21日海上保安体制強化に関する関係関係会議決定）に基づき、大型巡視船や中型ヘリコプター等の整備を進め、既存巡視船艇の代替整備を行うなど、我が国の領土・領海の堅守等の諸課題に対応することとしている。

(11) 地方財政

4年度の地方財政については、骨太方針2021を踏まえ、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、3年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとしている。

一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる地方交付税交付金は、3年度当初予算額に対して646億円（0.4%）増の156,558億円、地方交付税交付金と地方特例交付金を合わせた地方交付税交付金等は、3年度当初予算額に対して664億円（0.4%）減の158,825億円となっている。

地方交付税交付金については、所得税等の収入見込額の増加に伴い、その一定割合である法定率分が増加している。ま

た、地方税等の収入見込額が増加する中で歳出の重点化・効率化を図り、国と地方の折半により負担を行ってきた地方の財源不足が解消したことにより、一般会計からの特例加算による地方交付税交付金の増額措置は講じないこととしている。

地方特例交付金については、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額を補填するために必要な額を計上するほか、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（2年4月20日閣議決定）における税制上の措置としての固定資産税の減収額を補填するための新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金に必要な額を計上することとしている。

また、交付税及び譲与税配付金特別会計から地方団体に交付される地方交付税交付金（震災復興特別交付税を除く。）については、3年度当初予算額に対して6,153億円（3.5%）増の180,538億円を確保している。

(12) 公務員人件費

4年度予算における国家公務員の人件費については、一般会計及び特別会計の純計で、3年度当初予算額に対して42億円（0.1%）減の52,966億円となっている。

具体的には、3年人事院勧告を踏まえ、官民較差に基づく国家公務員の給与改定を行うこととしている。また、行政機関の定員については、引き続き、新型コロナ・検疫対応に万全を期すとともに、経済安全保障の確保、分配戦略、カーボンニュートラル、こども政策等、内閣の重要課題の推進に必要な体制を整備することとしている。このほか、自衛官の若年定年年齢の引上げに伴う退職手当の増加等を反映している。

地方公務員についても、国家公務員の給与改定に準じた給

与改定を実施するなど、適切な見直しを行うこととしている。

(13) 東日本大震災からの復興

東日本大震災からの復興については、4年度も引き続き、復興のステージに応じた取組を推進するため、被災者支援や住宅再建・復興まちづくり、産業・生業の再生、原子力災害からの復興・再生、創造的復興などのための経費8,413億円を東日本大震災復興特別会計に計上している。

(14) 特別会計

4年度においては、特別会計の数は13となっている。

なお、特別会計の歳出総額から重複計上分等並びに国債償還費、社会保障給付費、財政融資資金への繰入及び地方交付税交付金等を控除した額は、73,006億円となっており、さらに、東日本大震災からの復興に関する事業に係る経費を除いた額は、3年度当初予算額に対して744億円（1.1%）減の65,717億円となっている。

(15) 決算等の反映

決算及び決算検査報告等の予算への反映については、これまでも、積極的に取り組んできているところであり、4年度予算においても会計検査院の指摘や決算に関する国会の議決等を踏まえ、個別の事務・事業ごとに必要性や効率性を洗い直し、その結果を的確に反映している。

また、3年度予算執行調査については、39件の調査を実施し、その調査結果を踏まえ、事業等の必要性、有効性及び効率性について検証を行い、4年度予算に的確に反映している。

さらに、各府省の政策評価に示された達成すべき目標、目標を達成するための手段、どの程度目標が達成されたかに関する事後評価等を精査の上、各事業の必要性、効率性又は有効性の観点等から検証を行い、政策評価の結果を予算に的確に反映している。